

I M O

第 44 回 訓 練 当 直 基 準
小 委 員 会 報 告 書

平成 25 年 4 月

財 団 法 人
海 技 振 興 セ ン タ ー

I. 海上安全委員会への報告

| | 目 次 | 頁 |
|--------------------------------|-----|----|
| 1. 総論 | | 4 |
| 2. 他の IMO 機関の決定事項 | | 4 |
| 3. モデル訓練課程の承認 | | 4 |
| 4. 資格証明書に関する不正行為 | | 10 |
| 5. 海難分析 | | 11 |
| 6. E-ナビゲーション戦略の実施計画の作成 | | 11 |
| 7. 2010 マニラ改正の実施のためのガイダンスの作成 | | 13 |
| 8. 1995 STCW-F 条約の実施の促進 | | 14 |
| 9. 地面翼航空機のガイドラインの作成 | | 15 |
| 10. 人的要因の役割 | | 15 |
| 11. タグ・バージの運航に従事する人員のガイドラインの作成 | | 19 |
| 12. 移動式海洋掘削装置の人員の訓練に関する勧告の改正 | | 20 |
| 13. 極海を運航する船舶に乗り組むための強制コードの作成 | | 20 |
| 14. GMDSS の現代化と見直し | | 23 |
| 15. 貨物船の安全の見直し | | 23 |
| 16. 2 カ年の議題及び STW45 の暫定議題 | | 24 |
| 17. その他の議題 | | 25 |
| 18. STCW コードの視覚要件に関する改正提案 | | 32 |
| 19. 海上安全委員会への報告 | | 33 |

附属書一覧表（参考として項目のみ表示）

- 附属書 1 MSC-MEPC サーキュラー案－「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」
- 附属書 2 MSC-MEPC サーキュラー案－「海上での人員の移送時の安全のガイダンス」
- 附属書 3 総会決議案－海上移動構造物(MOUs)の乗組員の能力と資格要件のための提言
- 附属書 4 提案された 2 年間の議題
- 附属書 5 STW 4 5 の暫定議題
- 附属書 6 STW 小委員会の計画された活動の状況報告
- 附属書 7 第Ⅲコードに関連する 1978 年改正 STCW 条約の改正案
- 附属書 8 第Ⅲコードに関連する STCW コードの A 部の改正案
- 附属書 9 STCW.7 サーキュラー案－色覚検査の暫定ガイダンス
- 附属書 10 船員に対する実務上の最小視力基準に関する STCW コード A 部の部分改正案

※ : 附属書は訳文を示していないので、Original Text を参照されたい。

第 44 回訓練当直基準小委員会

議題 19

海上安全委員会への報告

1 総 論

1.1 訓練当直小委員会（STW 小委員会）は、2013年4月29日から5月3日までの間、第44回会合を開催した。会合では、Mr.Bradley Groves（オーストラリア）が議長を務め、また、副議長 Ms.Mayte Medina(米国) も出席した。

1.2 会合には STW44/INF.1.に示す、IMO 加盟国、国際機関、非政府組織からの代表者及びオブザーバーが出席した。

事務局長の開会挨拶

1.3 事務局長は、参加者を歓迎して、開会の挨拶を実施した。

メッセージは次のウェブサイトで、聞くことができる。

<http://www.docs.imo.org/Meeting/Media.aspx>.

議長挨拶

1.4 議長は、事務局長の指針と励ましの言葉に謝意を表し、事務局長の助言と要請については小委員会及び作業部会において詳細に検討することを約束した。

議題の採択及び関連事項

1.5 小委員会は、議題（STW 44/1/Rev.2）を採択して、小委員会の作業は暫定議題及び日程表（STW 44/1/1）の注釈に従って行うことに全般的に合意した。提出された各議題の文書リストを含め、今次会合の議題は STW44/INF.10 に示されている。

2 他の IMO 機関の決定

2.1 小委員会は、MSC90, MSC91, C108, C109, NAV 58, MEPC64, BLG16, BLG17, DSC17 及び DE57 の作業に関係した決定及びコメント（STW44/2 及び STW44/2/1）を通知され、関係する議題の審議で、考慮した。

3 モデル訓練課程の検証

モデルコースプログラムの報告

3.1 小委員会は、モデル課程の作成状況及びフランス語及びスペイン語への翻訳の進捗状況に関する事務局による情報（STW 44/3）に注目した。

3.2 アルゼンチンは、前回の小委員会で SAR モデルコースの現状の説明が不明確であったとして、説明を求めた。彼らは、モデルコースの現状をより良く締約国に周知するための定型文書の再構築を要求した。事務局は、アルゼンチンによって指摘された不明確の理由を明確にし、提起された懸念について次の小委員会の報告に考慮することを助言した。

3.3 小委員会は、ペルーのモデルコース 7.05「漁船の船長」、モデルコース 7.06「漁船の航海当直を担当する職員」及びモデルコース 7.07「漁船の機関長及び一等機関士」をスペイン語に翻訳するという申し出に謝意を表し、早期の提出を依頼した。

モデルコースの検証

3.4 全体議論の間で、次の意見が述べられた。

- .1 モデルコースは、締約国の船員の訓練プログラムにとって大変重要である。
- .2 モデルコースの概論に、モデルコースはガイダンスのためであり、故に本来推奨内容であることを示さなければならない。
- .3 運用レベルと管理レベルの訓練プログラムには、重なる要件を避けるべきである。
- .4 柔軟性を与えるために、コースの期間の規則的な要件は避けるべきであり、
- .5 第2章及び3章のリソース・マネジメント能力における、リーダーシップとチームワークのモデルコースを検討する際は、注意が必要である。

電気技士の新モデルコース

3.5 小委員会は、電気技士のモデルコース案（STW44/3/1）及び GlobalMET から修正提案文書（STW33/3/10）と発言について、予備的検討を行った。

3.6 続く議論で、次の意見が示された。

- .1 示されたモデルコースの内容は、STCW コードの能力表の知識、理解及び技能と十分な調整がとれていない。
- .2 電子技士の訓練に関する STCW コードの規則の範囲と示されたモデルコース案の内容を比較して整合性を比較すべきである。
- .3 小委員会による承認をする前に、マニラ改正の要件を反映すべきである。
- .4 電気技術員のモデルコースを作成するときに、要件が重ならないようにすべきである。
- .5 必要とされる入学基準について、訓練を開始するために電気及び/又は

電子の正規の修学の概念は、裏付けられない。

- .6 登録に必要な条件は、融通が利き、
- .7 2006 海事労働条約は、関係ない。

3.7 多少の議論の後、小委員会は、STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証の観点から、電気技士の訓練に関する STCW コードの条文と文書 STW4/3/1 と STW44/3/10 を比較し詳細に検討させるため、同文書を起草部会 1 に付託した。

3.8 小委員会は、電気技士の訓練記録簿に関する文書 STW44/INF.2 (ポーランド) の情報に感謝をもって注目した。

リーダーシップとチームワーク新モデルコース

3.9 小委員会は、リーダーシップとチームワークのモデルコース案 (STW44/3/2) について、予備的検討を行った。

3.10 続く議論で、次の意見が示された。

- .1 示されたモデルコースの内容は、STCW コードの能力表の知識、理解及び技能と十分には合致していない。
- .2 リーダーシップとチームワークの訓練に関する STCW コードの訓練条項とモデルコースの内容の範囲は、STCW コードに合わせて整合しなければならぬ。

3.11 少の議論の後、小委員会は、STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証の観点から、リーダーシップとチームワークの訓練に関する STCW コードの条文と文書 STW44/3/2 を比較し詳細に検討させるため、同文書を起草部会 1 に付託した。

油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練、液化ガスタンカー荷役の基本訓練及び油タンカー荷役の上級訓練に関する改正モデルコース

3.12 小委員会は、油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練、液化ガスタンカー荷役の基本訓練及び油タンカー荷役の上級訓練に関するモデルコースの改正案 (文書 STW44/3/7、STW44/3/8 及び STW44/3/9) について、予備的検討を行った。

3.13 続く議論で、次の意見が示された。

- .1 示されたモデルコースの内容は、STCW コードの能力表の知識、理解及び技能と十分には合致していない。
- .2 油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練、液化ガスタンカー荷役の基本訓

練及び油タンカー荷役の上級訓練に関するモデルコースの訓練に関する STCW コードの訓練条項とモデルコースの内容の範囲は、STCW コードに合わせて整合しなければならない。

- .3 基本訓練及び上級訓練の要件は、STCW コードの能力と注意して協調しなければならず、また、重複する要件はできる限り避けなければならない。

3.14 多少の議論の後、小委員会は、STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証の観点から、油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練、液化ガスタンカー荷役の基本訓練及び油タンカー荷役の上級訓練に関する訓練に関する STCW コードの条文と文書 STW44/3/7、STW44/3/8 及び STW44/3/9 を比較し詳細に検討させるため、同文書を起草部会 1 に付託した。

起草部会 1 の設置

3.15 小委員会は、キャプテン Kersee Deboo (インド) を議長とする起草部会 1 を設置し、プレナリーでの決定と意見を考慮して文書 STW44/3/1、STW44/3/2、STW44/3/7、STW44/3/8、STW44/3/9、STW44/3/10 及び STW43/WP.7 を検討するよう指示した。

- .1 STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証のため、電気技士、リーダーシップとチームワーク、油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練、液化ガスタンカー荷役の基本訓練及び油タンカー荷役の上級訓練に関する STCW コードの条項の範囲とモデルコース案の内容を比較すること。
- .2 2013 年 5 月 2 日の木曜日に報告書を提出すること。

船長及び一等航海士、機関長及び一等機関士、航海当直を担当する航海士及び機関当直を担当する機関士の改正モデルコース

3.16 小委員会は、STCW 条約及びコードの 2010 マニラ改正の結果、改正され及び更新される、船長及び一等航海士、機関長及び一等機関士、航海当直を担当する航海士及び機関当直を担当する機関士の改正モデルコース案 (文書 STW44/3/3、STW44/3/4、STW44/3/5 及び STW44/3/6) について、予備的検討を行った。

3.17 小委員会は、今回の承認のための提出に先立って、2010 マニラ改正の要件をよりよく反映するために、STW43 で、コースの調整者にさらなる改正のためにモデルコース案の再提出を付託したことを想起した。

3.18 続く議論で、次の意見が示された。

STW44/19

- .1 示されたモデルコースの内容は、STCW コードの能力表の知識、理解及び技能と十分には合致していない。
- .2 船長及び一等航海士、機関長及び一等機関士、航海当直を担当する航海士及び機関当直を担当する機関士の訓練に関する STCW コードの訓練条項とモデルコースの内容の範囲は、比較整合しなければならない。
- .3 タンカー訓練は、その専門的訓練の作成を考慮すると、見直すべきである。
- .4 第 2 章と第 5 章のタンカー訓練要件の関係は、改正モデルコース 7.01 と 7.03 に、基本タンカー要件のみ保持するよう見直されるべきである。
- .5 モデルコース案は、STW43 (STW43/WP.7) で合意した原則に従って、見直し修正されなければならない。

3.19 徹底的な議論の後、小委員会は、STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証のため、起草部会 2 を設置して、文書 STW44/3/3、STW44/3/4、STW44/3/5、STW44/3/6 及び STW43WP.7 の検討を付託した。

起草部会 2 の設置

3.20 小委員会は、キャプテン George Edenfield (米国) を議長とする起草部会 2 を設置し、プレナリーでの決定と意見を考慮して文書 STW44/3/3、STW44/3/4、STW44/3/5、STW44/3/6 及び STW43/WP.7 を検討するよう指示した。

- .1 STCW 条約及びコードのマニラ改正を実施する締約国にとっての緊急の必要性を考慮し、小委員会によるモデルコースの検証のため、起草部会 2 を設置して、船長及び一等航海士、機関長及び一等機関士、航海当直を担当する航海士及び機関当直を担当する機関士の訓練に関する STCW コードの条項とモデルコース案の内容を比較すること。
- .2 2013 年 5 月 2 日の木曜日に報告書を提出すること。

その他の事項

3.21 小委員会は、MSC91 も想起した。MSC91 では、海上安全委員会の過去 2 カ年の議題の結果としての「モデルコース作成、更新及び検証過程のガイダンスの見直し」(STW45 の議題に含まれる)を含むモデルコース作成、更新及び検証過程のガイダンスの見直しに対する米国の提案 (MSC91/19/2) を検討した。

3.22 これに関し、小委員会は、加盟国と国際組織に STW45 での検討のために関係する提案の提出を要請した。

3.23 小委員会は、2010 マニラ改正を反映して修正した「航海当直を担当する航海

士、機関当直を担当する機関士の ISF の訓練記録簿」の利用に関する STW44/INF.9(ISF)の文書の情報に注目し、ISF に謝意を表した。

起草部会の報告

3.24 起草部会 1 (STW44/WP.5) 及び起草部会 2 (STW44/WP.6) の報告書を受けて、全体的には承認することとして、引き続く項で示す対応を行った。

3.25 少ない時間と、広範囲な修正が必要であるため、油及び化学薬品タンカー荷役の基本訓練 (STW44/3/7 附属書)、油タンカー荷役の上級訓練 (STW44/3/8 附属書) 及び液化ガスタンカー荷役の基本訓練 (STW44/3/9、附属書) に関するモデルコースの見直しは完全に実施できなかった。

3.26 従って、小委員会は、調整者に返却し、承認のために STW45 に提出する前に、次の原則に従って更なる見直しの実施を付託した。

- .1 全てのタンカー荷役のモデルコースの間の整合性を維持すること
- .2 過程のシラバスが、STCW コードの A-5-1 章の知識、理解及び技能に適合することを確保すること
- .3 管理水準及び運用水準/支援水準に必要な知識、技術及び技能の過程の構築を提供することにより、基本及び上級レベルの課程を調整すること

3.27 前述を考慮して、小委員会は、事務局に 3.25 項のモデルコースを先送ることを指示し、課程の調整者に対しては 3.26 の原則に基づいてさらに見直しを行い、STW45 に再提出するよう指示した。

3.28 加えて、小委員会は、次のモデルコースの改正を承認し、事務局に直ちにそれらを完成させ、出版することを指示した。

- .1 リーダーシップ及びチームワーク
- .2 電気技士
- .3 航海当直を担当する職員
- .4 機関当直を担当する職員
- .5 船長及び一等航海士
- .6 機関長及び一等機関士

3.29 小委員会は、小委員会によるモデルコースの確認は、内容に対して反対する理由がないことを想起した。その際、小委員会はそれ故、条約の正式な文書として承認は行わなかった。

3.30 6 個のモデルコースの検証に続き、更なる改正のために調整者に返したタンカー訓練に関する 3 個のモデルコースの付託について、米国は次の見解を述べた。また、

小委員会に、次の会合で開始されるモデルコースの作成、更新及び検証プロセスのガイドランスの改正の間に、これらの懸念に対処することを進言した。

1. 2010 マニラ改正に従った改正されたモデルコースが利用できないこと、特に 2013 年 7 月 1 日以降の新人教育に使用できないことは、懸念があった。
2. モデルコースは、条約の実施を支援することを意図しており、それ故、内容は、条約とコードの要件を反映しなければならない。
3. 主官庁は、STCW 条約及びコードに対応するモデルコースの状況を一般的に且つ明確に説明する必要がある。
4. 主官庁は、裏書きに関して規則 1-10 に定められた責任を承知していなければならない。

4 資格証明書に伴う不法行為

事務局に報告された不正証明書に関する報告

4.1 小委員会は、2011 年及び 2012 年に事務局に報告された、検査中に船上で発見されたか或いは使用されたと伝えられた不正証明書の詳細について、事務局からの情報（STW 44/4 及び補遺）に注目し、改正された報告書式（STW 38/17、附属書 1）で、発見した不正証明書の詳細の報告を加盟国政府に対して強く求めた。

4.2 小委員会は、STW43 が不正証明書に伴う問題に対処するために、加盟国及び国際組織に、対応策の提案を提出することを要請したことを想起した。

4.3 フィリピンは、規則 1-10 に基づき、証明書の裏付けの発給のため妥当性の検査及び船上の検査中に発見された不正証明書の蔓延を防止する方策を提案した(文書 STW44/4/1)。

4.4 バハマは、不正証明書に関係して締約国が提供した情報のどんな追跡活動についても明確化を求めた。そしてそれは、組織によって行われる適切な行動を促進する情報を提供することになる。これに関して事務局は、これまでそのような解析が行われたことはないと確認した。

4.5 引き続き議論で、次の見解が述べられた。

1. 時間中に、検証の情報を得ることは困難である、
2. 証明書の検証に重要な箇所が更新されていないので、関係者にコンタクトすることは困難である。
3. もし、早期に主官庁がオンラインの証明書検証設備を提供すれば、助けになる。

4.6 若干の議論の後、小委員会は加盟国に対し、更新された証明書の検証に役立つ情報及び証明書の検証に要求される時機を得た方法で対応するための情報の事務局への提供を要請した。

4.7 加えて、小委員会は、STW43 で加盟国と国際組織に対し、不正資格証明書に關係する問題の対応策の提案の提出を要請したことについて、次回の会合にも提出するように繰り返し要請した。

証明の真偽検証

4.8 小委員会は、IMO ウェブサイトを通じた証明の真偽検証が、2012 年は、11,371 件の使用があったとの、事務局からの口頭報告について留意した。

5 海難分析

5.1 小委員会は、MSC77 (MSC77/26, 18.10 項) が、小委員会の作業議題として維持することに同意し、この決定が MSC78 (MSC78/26, 24.8 項) でも再確認されたことを想起した。

5.2 小委員会は、今回の会合に検討のために提出された文書も、FSI 小委員会又は他の技術的な組織体から見直しのために小委員会に付託されたこともないので、従って、この項目については STW45 での検討に延期した。

6 E-ナビゲーションの戦略実施計画の作成

6.1 小委員会は、STW43 の次の議論を想起した。

- .1 E-ナビゲーションに関するコレスポнденスグループ (以下、CG) によって準備された HEAP (Human Element Analysing Process : チェックリスト方式の人的要因解析手法) に注目したこと。
- .2 最終的な検討のために、航行安全小委員会 58 (NAV58) に提出する訓練に関する最終のギャップリスト案(STW43/WP.3/REV.1,附属書)を是認したこと。

6.2 小委員会は、MSC91 が、次の事項に注目したことを知らされた。

- .1 NAV58 は E-ナビゲーション戦略によって作成された枠組みの中での進捗を見直した後、とりわけ
 - .1 ギャップ解析の完了に注目して、E-ナビゲーションのギャップの最終リストを承認した(NAV 58/14, 附属書 7)。
 - .2 進行中の作業として将来的な E-ナビゲーションの解決策の予備リス

トを是認し、フォーマル・セーフティー・アセスメント (FSA) の準備として、リスクコントロール・オプションの更なる特定の基礎として使用すべきであることに合意した(NAV 58/WP.6/Rev.1, 附属書 2)。

- .3 E-ナビゲーションの HEAP を是認すること(NAV 58/6, 附属書 3)。
- .4 NAV58 報告 6.44 項で提示した付託事項に関し、ノルウェーを調整役とする E-ナビゲーションのコレスポнденスグループ (CG) を再設置した。

6.3 小委員会は、COMSAR17 がすでに通信及び搜索救難に関連する将来的な E-ナビゲーションの解決策を検討したこと、そして、CG が NAV59 に提出した期間中の費用便益、リスク解析過程と同様、E-ナビゲーションの解決策の将来的な最終リストの準備のために考慮すべき文書 COMSAR 17/WP.5 の 4 から 11 項に記載した CG に提供した関連するコメントと見解を知らされた。

6.4 小委員会は CG が次を検討中であることを知らされた。

- .1 NAV59 で最終化する観点で、E-ナビゲーションの解決策の将来的なリストを含む費用便益及びリスク解析。
- .2 2014 年の NAV60 で最終化し MSC94 で、最終的に採択される予定で戦略実施計画の作成作業。

E-ナビゲーションの CG の報告

6.5 ノルウェーは、費用便益、リスク解析に関連する進捗情報並びに HEAP の見直しと航海計器の有用性の枠組み及び航海計器と HEAP との調和のためのガイドライン案の作成を含む、E-ナビゲーションの CG の報告 (STW44/6) を小委員会に提出した。E-ナビゲーションの CG は、NAV59 に提出されるリスクと費用便益の解析の将来の基本となる 5 つの主要な E-ナビゲーションの解決策に順位をつけた。

6.6 オーストラリアは、E-ナビゲーションへの HEAP の適用に関連して E-ナビゲーションの CG の報告の特定の問題についてコメントした (STW44/6/1)。彼らは、E-ナビゲーションの CG が E-ナビゲーションに HEAP を適用する際には、制限を特定したこと、文書 COMSAR 16/11, 附属書 3, 及び NAV 58/INF.10 には、HEAP の現在の形式に E-ナビゲーションの開発の適用に関して多くの重要な制限が存在することを示していることに注目した。

従って、オーストラリアは人的要因が適切に検討され、将来的な IMO 要件にうまく適合するために HEAP の改正の可能な方法を提案した。

6.7 小委員会は、文書 STW44/6/1 で提供された情報と文書 STW44/6 項目 17 の要求された対応を詳細に検討した。

- 6.8 続く議論で、次の見解が示された。
- .1 HEAP は、良く構築されたツールである。
 - .2 HEAP を改正するには、良い機会である。
 - .3 HEAP の全ての改正は、E-ナビゲーションの視点からばかりでなく広範で全体論的視点から検討されなければならない。
 - .4 検討結果として、提案を MSC に提出する必要がある。

6.9 前述及び E-ナビゲーション戦略実施計画が、作成中であることを考慮して、小委員会は、E-ナビゲーションのための費用便益、リスク解析の過程が進行中であることに注目し、HEAP が広範な使用に適していることを保証する見直しで役立つことに合意した。従って、小委員会は、アンプラントアウトプットとして、MSC93 への改正提案の提出に興味ある加盟国に要請した。

7 2010 マニラ改正の実施に関するガイダンスの作成

7.1 小委員会は、MSC89 が、最終完成年を 2014 年とする計画的な「2010 マニラ改正の実施に関するガイダンスの作成」について、STW43 で STW 小委員会の 2012-2013 の 2 年間の議題に含めることに同意したことを想起した。

7.2 小委員会は、この議題項目では実質的な提案がなかったことに注目した。

7.3 BIMCO は、小委員会に次の内容を報告した。BIMCO とデンマークは ECDIS 訓練を含めた ECDIS 調査を行いこの調査で ECDIS 異常が生じることについての多くの質問があった。大多数の船舶は、ECDIS と同時に海図で対応していた。陸上での ECDIS 訓練に関する質問では、75%が、5 日又はそれ以上の陸上訓練を受けており、ほんの数例が陸上訓練を受けていなかった。これに関して、彼らは小委員会に ECDIS 調査の完全な報告は、NAV59 に報告することを知らせた。

7.4 これに関して、多くの代表者から PSC の検査の間に、船員も船主も困難に直面しており、特に、有効な資格証明書を保有しているにも拘わらず、ECDIS モデルコースの修了証明の提出を求められことがあることを報告した。

7.5 小委員会は、組織によって ECDIS 訓練に関するガイダンスが発表されているにも拘わらず、船員及び船主が PSC 検査に困難な状況が続いていること及びこの問題は、FSI 小委員会の適切な行動のため、注意を促すべきであることについて合意したことに注目した。

7.6 前述を踏まえて、小委員会は、作業部会 1 に詳細な検討の実施と報告を指示し

STW44/19

た。

7.7 小委員会は、国際海事教育者協会（IMLA）からの海事教育訓練に関する教材の E-プラットフォーム（次世代デジタル放送受信機を利用したデータ放送サービス）の情報提供（文書 STW44/INF.7）に、注目し謝意を表した。

作業部会に対する指示

7.8 小委員会は、訓練事項に関する作業部会に、本会議での決定と意見を考慮して、次を指示した。

- .1 PSC 検査の間に、船員と船主が直面する ECDIS 訓練に関する問題を検討し、今後の方針を小委員会に助言すること
- .2 2013 年 5 月 3 日(金曜日)に報告書を提出すること

作業部会の報告

7.9 作業部会の報告（STW44/WP.3）を検討して、小委員会は、PSC 職員に対して、ECDIS 訓練に関する追加のガイダンスは必要ないことに同意し、FSI22 に報告することを事務局に指示した。

8. 1995 年の STCW-F 条約の実施の推進について

8.1 小委員会は、次を想起した。

- .1 一貫した実施を確実にするためには STCW-F 条約の規則の明確化が必要であるという観点で、STW34 は、低い優先度で STCW-F 条約の規則の明確化及び総会決議に関係する補足措置を新作業計画に含めることを委員会に要請した。
- .2 1995 年 STCW-F 条約は、2012 年 9 月 29 日に発効した。

8.2 小委員会は、今回の会合に関係文書が提出されなかったので、STW45 に検討を延期した。

8.3 ギリシャの代表団は、STCW-F の採択と発効時期が離れているので、産業界の現在のニーズが要件に反映されていないと発言した。従って、規則を見直し改正することが適切である。

8.4 これに関して、小委員会はギリシャに、検討のため MSC93 にアンブランド活動のための提案の提出を要請した。

9. 地面翼航空機のガイドラインの作成

9.1 小委員会は、MSC90 が、地面翼航空機の暫定ガイドライン (MSC/Circ.1162) の見直しを提案した文書 MSC90/25/10(韓国)を検討して、既存の「地面翼航空機のガイドラインの作成」にもとづいて、文書 MSC90/25/10 を考慮してこの問題を検討するよう、小委員会に指示したことを想起した。

9.2 小委員会は、この議題に関する提案文書がなかったことに注目した。

9.3 さらに、韓国は試運転、試験及び商業化を通じて、地面翼航空機の暫定ガイドラインの改正努力を行ってきたが、地面翼航空機の製造が遅れ、試運転スケジュールが影響を受けたことを、小委員会に報告した。それ故、韓国は今会合に間に合うように地面翼航空機の職員の訓練要件の提案ができなかった。韓国は近い将来、地面翼航空機の試運転が成功した折には、小委員会が、地面翼航空機の職員の訓練要件を見直すための議論を再開することを希望した。

9.4 上記の議論を踏まえ、小委員会は検討を STW45 に延期することに同意して検討のために関連する提案を加盟国及び関心のある国際組織に要請した。

10. 人的要因の役割

MSC90、MSC91 及び MEPC64 の結果

10.1 小委員会は、MSC90、MSC91 及び MEPC64 の結果、特に MSC91 及び MEPC64 が次を承認した情報に注目した。

1. 主官庁による ISM コードの実施に関するガイドラインの改正の総会決議案
2. 緊急時の統合対応システムの構築に関するガイドラインの改正の総会決議案
3. 会社の ISM コードの実施の運営に関するガイドラインの改正
MSC-MEPC サーキュラー

ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン

10.2 小委員会は、STW43 が、オーストリアその他による「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」案 (STW43/10/4) の提案の詳細な検討を、時間的な制限から人的要因の役割の作業部会で実施できなかったこと及び今回の会合で実施することに合意したことを想

STW44/19

起した。

10.3 さらに、STW43 は、休止期間の間に船上に残った人員に関する健康と安全への対応を STW44 で検討することに同意した。従って、小委員会は、加盟国及び国際組織へ STW44 に意見及び提案を提出するよう要請した。

10.4 小委員会は、この会合に意見及び提案がなかったことに注目した。

10.5 STW43 の決定を考慮して、小委員会は、人的要因の役割の作業部会に対して、「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運営の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」案の準備と詳細な検討を、委員会で承認するために付託した。

海上での人員の移送時の安全管理

10.6 小委員会は、MSC91 が海上で人員を移送する際の安全のガイドラインを作成することに同意し、STW44 の人的要因作業部会に、MSC89/24/1（デンマーク）、決議 A.1045(27)及び SOLAS 規則 5-23 の情報を考慮して、海上での人員の移送時の安全管理のガイドラインを作成することを指示したことに注目した。

10.7 MSC91 の指示により、小委員会は、MSC89/24/1（デンマーク）を検討した。

- .1 オランダの沿岸に於いて、小さな移送用テンダーボートから錨泊中の大型船への移送中に発生した災害に関する情報である。
- .2 海上で人員を移送する際の安全のガイドラインを作成する観点で、決議 A.1045(27)及び SOLAS 規則 5-23 及び主官庁と産業界に使用されたかもしれない提案された勧告

10.8 MSC91 に指示されたので、小委員会は、これらの文書を人的要因の役割の作業部会に、委員会で承認する目的で、海上で人員を移送する際の安全のガイドラインの詳細な検討と準備を付託した。

ISM コードの利便性と有効性の強化について

船舶の保守及び故障記録の移管を含める ISM コードの見直し

10.9 カナダと韓国(文書 STW44/10/1)は、ISM コードの利便性と有効性の強化に関する観点から、会社が変わった時点で、船舶の安全に重要な設備の保守と故障記録の移管を含めた ISM コードの修正を提案した。

10.10 引き続き議論で、次の見解が示された。

STW44/19

- .1 この問題は、特に実施の基本的な問題で更なる検討が必要である。
- .2 記録がないときの実務的な方策を決定する必要がある。
- .3 ISM コードは、この問題を取り扱う管理手順の枠組みをすでに示しており、追加の修正は必要ない。
- .4 FSI で議論された運営上、商業上及び法的意味に関する懸念は、この問題を議論するときに検討されるべきである。
- .5 重要な設備の特定は、安全管理システムの中で各会社のリスク解析の一部であるべきである。
- .6 通常の記録保持期間を超えて、10 年間、記録を保管する必要性に懸念がある。
- .7 この事項は、各会社間の争議を生じる。
- .8 貿易に従事するヨットは、ISM コードの要件に従うが、貿易に従事しないプレジャーヨットは、ISM コードの要件に従わなくてよい。しかし、ヨットは、貿易に従事したりしなかったりするので、技術的保守記録を維持することは難しい。従って、ISM コードの改正を行う際は、これを考慮すべきである。

10.11 若干の議論の後、小委員会は、この問題を検討させ報告を受けるために人的要因の役割の作業部会に付託した。

疲労及び疲労を軽減させる取り組みの評価

10.12 英国は（文書 STW44/10）で、プロジェクトホライズンが行った、船員の疲労に関し、経験実証的な証拠を用い、安全で可能な限り船上の条件を再現することを探求した初めての研究報告を要約して紹介した。それは、船員の認識能力について異なった当直パターンの影響を系統的に正しく理解し、数学的に強力な疲労管理キット（FMT）の開発を可能にし、伝統的な当直パターンの代替的アプローチの検討のためのデータを供給する。

10.13 引き続き議論で、次の見解が示された。

- .1 プロジェクトホライズンの結果は、目的研究に基づいた、海難事故の防止に役立つ科学的解析を提供し、そして検討続行の価値がある。
- .2 船員の疲労は、深刻な問題であり、直ちに取り組む必要がある。
- .3 疲労研究は、当直者の認識能力に影響する疲労感に関する価値ある情報を提供する。
- .4 人的要因作業部会は、作業時間、休息时间及び最小配員についての疲労検討が必要である。
- .5 組織によって発表されている疲労に関するガイドラインは、改正する必要がある。

STW44/19

10.14 上述を踏まえ、小委員会は、関係する加盟国に対して、疲労に関する問題の全体的な見直しを検討するため、アンブランドアウトプットの提案を MSC93 に提出するよう要請した。

作業部会の設置

10.15 小委員会は、キャプテン Moises De Gracia(パナマ)を議長とする人的要因の役割の作業部会 2 を設置し、本会議での決定と意見を考慮し、次の事項の検討を指示した。

- 1 オーストリアの提案文書 (STW43/10/4) を検討し、ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドラインを作成すること。
- 2 決議 A.1045(27)及び SOLAS 規則 5-23 の情報を考慮し、デンマークの提案文書 (MSC89/24/1) を検討して、海上で人員を移送する際の安全のガイドラインを作成すること。
- 3 カナダと韓国の提案文書 (STW44/10/1) を検討して、ISM コードの修正案を準備すること。
- 4 2013 年 5 月 2 日 (木) に報告書を提出すること。

作業部会の報告

10.16 作業部会の報告 (STW44/WP.4) を検討して、小委員会は、全体としてこれを承認し、次の項に要約して示す対応を行った。

ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン

10.17 小委員会は、附属書 1 に記載の「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を是認し、委員会に承認を要請した。

海上での人員の移送時の安全管理

10.18 小委員会は、附属書 2 に記載の「海上での人員の移送時の安全のガイダンス」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を是認し、委員会に承認を要請した。

10.19 これに関連して、IACS は小委員会に、現在まとめているボート移送に関する IACS 手順要件 (PR) を報告した。IACS は、MSC-MEPC サーキュラー案の 4 章に規定されている内容と同様、検査員が悪天候下あるいは PR の他の規程の非厳守により、実施することを要請されていたボート移送を中断する権限を保有することを説明した。

船舶の保守及び故障記録の移管を含める ISM コードの見直し

10.20 小委員会は、船舶の保守及び故障記録の移管は重大な実施上の困難を引き起こすという観点に同意し、船舶の保守及び故障記録の移管に関する ISM コードの改正案を作成しないということに同意し、この決定に対し、委員会の是認を求めることとした。

11. タグ・バージの運航に従事する人員のガイドラインの作成

11.1 小委員会は、DE 小委員会との関連で、MSC90 が、2014 年の完成を目標とする、タグ・バージの運航に従事する人員のガイドラインの作成を、2012-2013 の小委員会及び STW44 のアンブランダアウトプット議題に含めたことを想起した。

11.2 マレーシアと韓国 (STW44/11) は、小委員会での検討のために、タグ・バージの運航に従事する人員の訓練に関するガイダンスを提案した。

11.3 続く議論で、次の見解が示された。

- .1 提案は、ISM コード第 6 章及び STCW 条約 1-14 規則に従って、タグ運航者が、彼らの義務を果たすためのよい原則を提供する。
- .2 ガイダンスは、船上での共通語で提供されるべきである。
- .3 船員が、彼らの責任を明確に理解できるべきである。
- .4 ガイダンスは、STCW コードの要件と重複してはならない。

11.4 若干の議論のあと、小委員会は、タグ・バージの運航に従事する人員の訓練に関するガイドラインの作成の詳細な検討のため、訓練事項の作業部会 1 に提案文書を付託した。

作業部会の報告

11.5 作業部会の報告(STW44/WP.3)を検討して、小委員会は、これを承認し、つぎの項に示す要約を行った。

11.6 小委員会は、作業部会が、様々な意見の元で、適切なガイダンスを作成できなかったことに注目し、関心のある加盟国及び国際組織に、次の会合での検討のため、詳細で総合的な提案の提出を要請した。

12. 移動式海洋掘削装置(MOUs)の人員の訓練に関する勧告

の改正

12.1 小委員会は、MSC90 が、2013 年の完成を目標とする、移動式海洋掘削装置 (MOUs) の人員の訓練に関する勧告の改正を、2012-2013 の小委員会及び STW44 の アンブランダアウトプット議題に含めたことを想起した。

12.2 リベリア、IADC (国際採掘請負業者協会) 及び IMCA(国際経営顧問協会) は、STCW 条約及びコードのマニラ改正を考慮した業界慣行の変化に注目し、決議 A.891(21) の改正を提案した。

12.3 続く議論で、次の見解が示された。

- .1 改正 STCW 条約の要件に協調しようとする有益な提出であった。
- .2 提案された定義は、改正する必要がある。
- .3 いくつかの修正提案は、STCW 条約の範囲外である。
- .4 MSC92 で承認し、A28 で採択するためには、今回、修正案を最終化する必要がある。

12.4 若干の議論の後、小委員会は、MSC92 で承認し、A28 で採択するために、詳細な検討と決議 A.891(21)の適切な改正のため、訓練事項に関する作業部会 1 に、文書 STW44/12 を付託した。

作業部会の報告

12.5 作業部会の報告書(STW44/WP.4) を検討して小委員会は、附属書 3 で示した移動式海洋掘削装置 (MOUs) の人員の訓練と資格の勧告の総会決議案を是認し、A28 で採択するために、MSC92 に承認を要請した。

13. 極海を運航する船舶に乗り組むための強制コードの作成

13.1 小委員会は、MSC90 が、DE56 の照会に同意して COMSAR16、FP56、NAV58、SLF55 及び STW43 に、極海コード案の適切な章について、説明資料 (DE56/WP.4, 附属書 2) とともに、検討と DE57 への助言を要請したことを想起した。

13.2 小委員会は、また、DE56 と STW43 の開催期間が短いことから、加盟国及び国際機関が、文書提案の期限に間に合うように STW43 に提案することは難しく、従って、STW43 は、加盟国及び国際機関に STW44 への提出及び STW44 での議論を要請したことを想起した。

STW44/19

13.3 カナダ(STW44/13) は、STCW 条約の附属書の第 5 章及び STCW コードの A 部第 5 章に特別な訓練要件の新しい規則及び章を作成する目的で、極海を運航する船舶に乗組む職員と部員の訓練要件の情報を提供した。

13.4 カナダその他 (STW44/13/1) は、STCW 条約及びコードは、特殊な訓練を含む全体的な全ての船員の訓練、資格及び当直基準を含んでいると認識しており、すでに STCW 条約及びコードの包括的見直しにおいてもこの問題について取り組まれていることに小委員会の注意を引き、氷海での船舶の運航に従事する人員の訓練 (STW/ISWG2/5/3) に関するコレポンデンス・グループの報告書は、この問題を議論する上で、よい資料であることを提案した。さらに、彼らは極海の氷域で覆われた海域に限定せず、全体の極海の航行のために訓練要件を作成すべきであるとの意見であった。

13.5 アルゼンチン (STW44/13/2) は、極海での船舶の運航に従事する職員及び部員に関する提案された訓練要件に関連して、マンニング、訓練及び資格について意見を述べた。

13.6 続く議論で、次が述べられた。

1. 極海で船舶の運航に従事する全ての船長及び航海士は、船舶の種類の如何に拘わらず、強制基本訓練を受けなければならない。
2. 専門的な訓練を含む全ての訓練、資格及び当直要件は、STCW 条約及びコードで示さなければならない。
3. 氷海で船舶の運航に従事する船長及び職員の専門的な訓練要件は、第 5 章に規定すべきである。
4. ポーラーコード 13 章に関する DE 小委員会から要請された助言の範囲は、小委員会で明確にすべきである。
5. 開発中の氷海で船舶の運航に従事する人員のための全ての訓練要件が実務的であることを確保するために、B-5/g 節のガイダンスの適用の評価が必要である。
6. ポーラーコード案の 13 章 13.3 及び 13.4 項の訓練要件に関する DE 小委員会の要請に対する助言が優先されるべきである。
7. STCW コード A に訓練要件を含めることは、ポーラーコード 13.2.1.3 項と重複することとなる。
8. 訓練要件は、STCW コードの第 5 章に含めるべきであり、シミュレーターでの代替訓練でも良しとすべきである。
9. 氷で覆われた海面で船舶の運航に従事する全ての職員のために、基本訓練が作成されるべきであり、極海での運航に従事する職員のための専門的な訓練は、第 2 章及び第 3 章に含まれる基本訓練要件を考慮しなければならない。
10. STCW 条約は、船員の資格及び訓練の基盤を提供している。

- .11 訓練要件の作成中、ISPS に関係した問題は、避けるべきである。

13.7 徹底した議論の後、STW43 に対するポーラーコード案の適切な章の DE56 の照会及び説明文書 (DE56/WP.4, 附属書 2) に注目して、小委員会は、ポーラーコード案の 13 章に訓練要件を記載するのか又は STCW 条約及びコードの第 5 章に規定するのかそれぞれの長所及び短所を解析し、検討し、小委員会に助言するよう訓練事項の作業部会 1 に付託した。

作業部会への指示

13.8 小委員会は、本会議での決定と発言を考慮して次を訓練事項作業部会 1 に指示した。

- .1 文書 STW44/13, STW13/1 及び STW13/2 の情報を検討し、小委員会に助言すること、そして
- .2 2013 年 5 月 2 日(木)に報告すること。

作業部会の報告

13.9 作業部会報告 (STW44/WP.3) を検討して、小委員会は一般に報告書を承認し、次の項目に示す要約を行った。

13.10 小委員会は、ポーラーコード案の 13 章に訓練及び資格要件を定めるか、それに変えて、STCW 条約及びコードの第 5 章に規定するかそれぞれの場合の長所及び短所に注目した。

13.11 小委員会は、ポーラーコードの 13 章に、STCW 条約及びコードの適切な条項を引用することに合意し、DE 小委員会に知らせるよう事務局に指示した。

13.12 小委員会はまた、ポーラーコードのための訓練と資格の条項を含む適切な法令は、STCW 条約及びコードの第 5 章であることに合意し、MSC92 に小委員会の見解の是認を要請し、DE58 に知らせるよう事務局に指示した。

13.13 小委員会は、STCW コード B-5-G の「極海域で船舶を運航する船長及び職員の訓練に関する指針」は、暫定的な規定として使用できることに同意した。

13.14 小委員会は、極海で船舶の運航に従事するため、STCW 条約及びコードに訓練及び資格要件を作成するプロセスは、ポーラーコード案が成熟するか完成すれば直ちに開始できるという意見に注目した。

14 GMDSS の現代化と見直し

14.1 小委員会は、MSC90 が、2017 年の完成を目標とする、GMDSS の現代化と見直しについて、COMSAR、NAV 及び STW 小委員会の 2012-2013 の 2 年間の議題及び COMSAR17 及び STW44 のアンブランドアウトプット議題に含め、COMSAR 小委員会を調整、NAV 及び STW 小委員会を協力組織としたことを想起した。

14.2 小委員会は、見直しのために COMSAR17 から小委員会に照会又は検討のために提出された提案文書がないことから、COMSAR18 からの結果を待ちながら STW45 まで GMDSS の検討を延期した。

15 貨物船の安全の見直し

15.1 小委員会は、MSC90 が、2013 年の完成を目標とする、貨物船の安全の見直しについて、STW 小委員会の 2012-2013 の 2 年間及び STW44 の議題に含め、文書 MSC90/WP.7 の附属書に記載された関係するリスクコントロール意見の検討を小委員会に指示したことを想起した。

15.2 小委員会は、STW44/15 で、MSC90 が部員及び/又はパイロットに関するリスクコントロール意見の検討及び試験の実現性と具体的な実施の検討を指示したことを知らされた。

- .1 RCO25(運用/訓練) : 全ての当直職員に対する ECDIS 訓練
- .2 RCO23(運用/訓練) : 増加する状況認識のためのシミュレーター訓練
- .3 RCO8(運用/訓練) : 制限水域における操船のための船舶の準備と操縦の改善(部員及びパイロット)

15.3 続く議論で、関連して次の意見が述べられた。

- .1 RCO26、組織(IMO)は、ECDIS 訓練のガイダンス (STCW.7/Circ.18) をすでに公表し、ECDIS の運用に関するモデルコース 1.27 を発刊した。
- .2 RCO23 に関し、STCW 条約及びコードの 2 章の訓練要件は、増加する状況認識に対応するため、シミュレーター訓練の条項を含めている。
- .3 RCO8 に関し、提案は漠然としているが、しかし、STCW コード第 8 章は、船長とパイロット間の情報の交換のための規定を含んでいる。

15.4 若干の議論の後、小委員会は、上述の RCO に関する訓練要件については STCW 条約及びコードが適切にカバーしており、更なる対応は不必要であることを委員会に推奨した。

16 2カ年の議題及び STW45 の暫定議題

概要

16.1 小委員会は、第 27 回総会が、2012-2017 の間の 6 年間の組織の長期計画（決議 A.1037(27)）、組織の高レベル活動計画及び 2012-2013 の 2 年間の優先順位（決議 A.1038(27)）を承認したことを想起した。

16.2 2 年間の議題に関する検討事項で、次回の会合の議題と準備について、小委員会は次を想起した。

- .1 MSC91 は、2014-2015 の高レベル活動計画のために、MSC92 で検討し、C110 に対する委員会の提案として各小委員会にそれぞれの次期 2 年間の高レベル活動計画の提出の準備を要請した。
- .2 小委員会の再構成に関連して、小委員会は、なお、2 年間及び会合議題を準備しなければならないが、MEPS65、MSC92 及び C110 での審議で変更されることもある。

2 年議題、次期 2 年議題及び STW45 の暫定議題

16.3 この会合の進捗状況を勘案して、小委員会は、必要に応じて委員会の次期 2 年計画の検討結果を含む(小委員会関係事項)、2014-2015 の 2 カ年の改正議題案（STW44/WP.2 附属書 1）及び STW45 の暫定議題（STW44/WP.2 附属書 2）を、MSC92 の検討及び承認を受けるために附属書 4 及び 5 に準備した。

次回の会合の準備

16.4 小委員会は、次回会合で次の部会を設置することに同意した。

作業部会

- .1 訓練事項
- .2 人的要因の役割
- .3 その他

起草部会

- .1 モデルコースの検証
- .2 その他

コレスポンデンス グループ

- .1 IGF コードに関する訓練要件の作成

高レベル活動計画の計画結果の状況

16.5 小委員会は、作業の重複を避けるため今回のワーキングペーパーには計画結果の状況を作成しないで、附属書 6 に記載して、MSC92 に計画結果の状況をノートすることとした。

次回の会合日程

16.6 小委員会は、事務局からの次回の会合日程は、小委員会の再構成を決定する MEPC65、MSC92 及び総会 110 の決定によりそのうち知らせるという事務局の情報に留意した。

1 7 その他の事項

IMO の強制制度を実施するためのコード

17.1 小委員会は、STW43 の次を想起した。

- 1 1978 年 STCW 条約改正版と STCW コードに、加盟国監査スキームを強制化するための改正案を準備した。
- 2 FSI20 は、第 III コードが A28 によって採択された後に関係する規則の改正を実施すべきであると MEPC64 及び MSC91 に推奨した。そして、FSI20 が提案した照会の望ましい方法は、強制規則の改正文書に、第 III コードを採用した総会決議のシンボルとして取り入れることである。

17.2 これに関して、小委員会は MSC91 が米国提案 (MSC/91/11/5) を検討したことに関し留意した。加盟国監査スキームに関係する条約の改正を考慮すると、その実質的本質から、MSC92 で承認され、2014 年の MSC93 で採択するために STW43 で準備した小委員会への提案は、2014 年の委員会でのみ採択される。

17.3 米国 (STW/44/17/1) は、MSC91 で提起された問題とコメントを考慮して、元提案文書 (MSC/91/11/5) を見直し、IMO の強制制度及び強制的な監査を実施するため STW43 で準備した STCW 条約とコード A の改正案を見直して提案した。

17.4 続く議論で、大多数の代表団は米国提案 (STW44/17/1) を支持したが、任務への適合の監査に関して、制御手順の元での PSC 規則と提案された修正の統一性に懸念が喚起された。

17.5 若干の議論の後、MSC92 での承認を目指して、STCW 条約及びコードの改正案を確定するために、小委員会は、作業部会 1 に文書の検討を付託した。

作業部会への指示

17.6 小委員会は、本会議での決定とコメントを考慮して、訓練事項検討の作業部会に次を指示した。

- .1 米国提案文書 (STW44/17/1) を検討し、STCW 条約及びコードの修正最終案を作成すること
- .2 2013 年 5 月 2 日木曜日に、報告書を提出すること

作業部会の報告

17.7 作業部会の報告書(STW44/WP.3)を検討して、小委員会は第Ⅲコードの作成及びIMO加盟国の強制監査スキームに関してSTCW条約及びコードの修正案を承認した(附属書7及び8)。そして、MSC93で採択するため、MSC92に承認を要請した。

液化天然ガスと同様の特性を持つガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全のための国際コード (IGF コード)

17.8 小委員会は、BLG16が、STW小委員会での検討前に液化天然ガスと同様の特性を持つガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全のための国際コード (IGF コード) の18章に訓練要件を含むことはたとえそれが暫定規則であっても、時期尚早であることに同意したことを想起した。すでに規定されているガス及びケミカルタンカーの特定の訓練要件が、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の職員及び部員に適切かどうかの検討に於いて、BLG16は、STW43にIGFコード案(BLG17/8)の18章の検討を要請し、又、BLG17に開発中のコード案に含める訓練要件のガイダンスの提供を要請した。

17.9 これに関して、小委員会は、BLG16とSTW43の期間が短いことから加盟国にとってSTW43へのコメント及び提案文書の提出が不可能であることに留意した。従って、STW43は、加盟国にSTW44へのコメント及び提案の提出を依頼して、STW44まで検討を延期した。

17.10 小委員会 (STW44/2/Add.1(part)) は、BLG17はすでに、文書 BLG17/8/1, 附属書 part D の 18.4~18.6 節について小委員会のアドバイスを要請していることを知らせた。

17.11 米国 (STW 44/17/2) は、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の職員及び部員の強制的な訓練要件を作成する必要があると、そして、この基準は STCW 条約及びコードに含めるべきであるとの提案を行った。これに関して、現存の液化天然ガスタンカーに乗船する船員に対する強制的な訓練要件は、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の船員に対する要件として優れており、適切な訓練要件の

開発に使用することは効果的であるとの見解を示した。

17.12 ノルウェー (STW 44/17/3) は、低引火点燃料を燃料として使用する船舶の職員及び部員の訓練要件に関する情報を提供するとともに、全ての訓練要件が一つの法律文書で規定されるように、訓練要件は STCW 条約及びコードに含まれるべきであると提案した。

17.13 デンマーク (STW 44/17/4) は、北ヨーロッパ LNG 基盤プロジェクトからの提案の情報を提供して、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の安全のための提案される国際コードに、これらの提案に関係する部分を新訓練要件として含めることを提案した。

17.14 フランス (STW 44/17/5) は、BLG 小委員会が作成したガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶のための国際安全コード案の 11.4～11.6 節(訓練要件)の見直しを提案した。

17.15 ITF (STW 44/17/6) は、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の職員及び部員に対する訓練要件に関する米国の文書 STW 44/17/2、ノルウェーの文書 STW 44/17/3 及びデンマークの文書 STW 44/17/4 に意見を述べ、STCW 条約及びコードの改正を提案した。

17.16 引き続き議論で、次の見解が示された。

- .1 専門訓練を含み船員の資格・当直要件及び全ての訓練は、STCW 条約及びコードに規定すべきである。
- .2 ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の船長及び職員の専門訓練の要件は、第V章に含むべきである。
- .3 文書 STW 44/17/5 (フランス) は、この事項をさらに検討するために有用な枠組みと基本を提供した。
- .4 15A 節の要件は、すでに STCW コードに述べられており、15B の要件は、陸上の要員のためのものであり、小委員会の範囲の外である。
- .5 現存する要件は、緩和すべきでない。
- .6 第V章の規定は、IGF コードに適合していない。
- .7 少数の LNG 燃料船と運航する船員の存在及び強制の IGF コードがない状況を考慮すると、具体的な訓練要件の作成は時機尚早であった。
- .8 LNG 船の訓練要件は、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶に適切でないかもしれない。
- .9 ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶に乗船する船員及び乗客の危険を軽減することに、重要な優先度が置かれるべきである。
- .10 BLG 小委員会の厳しい予定を考慮すると、早期に訓練要件を作成する必要がある。

17.17 徹底的な議論の後、小委員会は、STCW 条約及びコードの第V章又は IGF コード案の第 18 章に訓練要件を記載する場合、どちらが有利不利を生じるかの解析を実施して上記文書を詳細検討すること及び適切にアドバイスすることを作業部会 1 に付託した。

17.18 小委員会は、文書 STW 44/INF.4 (ノルウェー)、STW 44/INF.5 (デンマーク) 及び STW 44/INF.6 (フランス) の情報に感謝して注目した。

作業部会への指示

17.19 小委員会は本委員会でのコメントと決定事項に考慮して、訓練事項の作業部会に次を指示した。

- .1 STW 44/17/2 (米国)、STW 44/17/3 (ノルウェー)、STW 44/17/4 (デンマーク)、STW 44/17/5 (フランス) の文書を検討し、STCW 条約及びコードの第V章又は IGF コード案の第 18 章に訓練要件を記載する場合、どちらが有利不利を生じるかの解析を実施して上記文書を詳細検討すること及び適切にアドバイスすること
- .2 2013 年 5 月 2 日(木)に報告書を提出すること

作業部会の報告

17.20 作業部会の報告(STW 44/WP.3)を検討して、小委員会は次に示す処置を行った。

17.21 小委員会は、STCW 条約及びコードの第V章又は IGF コード案の第 18 章に訓練要件を記載する場合、どちらが有利不利かに注目した。

17.22 小委員会は、IGF コードの 18 章に、STCW 条約及びコードの適切な条項を引用することに同意し、BLG18 に知らせるよう事務局に指示した。

17.23 小委員会は、IGF コードのための訓練及び資格のための条文を含める規定は STCW 条約及びコードの第 5 章であると同意し、MSC92 に、小委員会の見解の承認を要請し、BLG18 に知らせるよう事務局に指示した。

17.24 小委員会は、17.23 記載の MSC92 の承認に従って、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の船員に関する訓練及び資格証明に関する要件に関し、次の付託事項について、米国をコーディネーターとするコレスポнденスグループを設立することを承認した。

- .1 コレスポнденスグループは、文書 STW 44/17/2 (米国)、STW 44/17/3 (ノルウェー)、STW 44/17/4 (デンマーク)、STW 44/17/5 (フランス) 及び STW

44/17/6 (ITF)並びに本会議でのコメント及び決定事項を考慮して、次を行うこと。

- .1 ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の船員の訓練及び資格要件について、STCW 条約及びコード第 5 章の案を準備すること。
- .2 フランス文書 STW 44/17/5 を基本に、ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の船員の訓練及び資格要件の断定手引きの最終案を準備すること
- .3 STW45 に提出すること

1 Coordinator: Mr. Davis J. Breyer
Marine Transportation Specialist
Commandant (CG-5221)
U.S. Coast Guard
2100, 2nd St. S.W. Stop 7126
Washington, DC. 20593-7126
Tel: (202) 372 1445;
Fax: (202) 372-1926
E-mail: Davis.J.Breyer@uscg.mil

17.25 小委員会は、将来的に極海コード及び IGF コードに関する訓練及び資格要件から、現在の STCW 条約及びコードの名称の修正をする必要があるかもしれないことに注目した。

救命艇及び救助艇の定期的な保守整備要件について

17.26 小委員会(STW 44/2/Add.1 (part))は、DE57 が救命艇及び救助艇の定期的な保守整備要件並びに進水装置及び離脱装置(DE 57/6, 附属書 1)について MSC 決議案を検討し、要員の最初の資格のための教育と訓練に関する 8.2.1.7 項を保持することに合意した。そして STW 小委員会に検討を依頼した。

17.27 続く議論で、次の見解が示された。

- .1 これは、陸上要員の要件であり、STCW 条約及びコードは関係ない。
- .2 救命艇及び救助艇、進水装置及び離脱ギヤの保守整備に定期的に従事する陸上要員は、ISM コードのもと安全管理マネジメントで守られているはずである。

17.28 若干の議論の後、小委員会は文書 DE57/6 附属書 1 の 8.2.1.7 節に関し WG1 に詳細な検討と適切な小委員会へのアドバイスを行わせることに合意した。

作業部会への指示

17.29 小委員会は、本会議でのコメントと決定事項を考慮して訓練事項の作業部会に、次を指示した。

- .1 文書 DE57/6 附属書 1 の 8.2.1.7 節(日本)を検討して、適切に小委員会にアドバイスすること。
- .2 2013 年 5 月 2 日に報告すること。

作業部会の報告

17.30 作業部会の報告 (STW 44/WP.3) を検討して、小委員会は、保守整備に従事する陸上要員の訓練及び資質は、STCW 条約に関係ないことを確認して、DE58 に知らせるよう事務局に指示した。

船上の適切な空気検知器具の搭載義務について

17.31 小委員会(STW 44/2/Add.1 (part))は、DSC17 が承認されたアンブランダアウトプットに従って委員会に、BLG、FP 及び STW 小委員会にそれぞれの来る委員会で SOLAS(DSC 17/17, 附属書 8, paragraph 17)の修正案を検討し、DSC18 にコメント及び提案を返答するよう要請したことを知らされた。これに関して、MSC91 は、MSC91/13/3 を考慮して FP、BLG 及び STW 小委員会と連携して、完成年度を 2013 年とするアンブランダアウトプットを承認した。

17.32 これに関して小委員会は、DSC17 が、SOLAS の酸素測定器の搭載に関して最優先で推薦され、新規則 7 (DSC 17/17, 附属書 8, appendix 1)を加えた SOLAS11-1 長の改正を含む上述のアンブランダアウトプットの正当性を準備したこと、そして荷役区域の空気検査が、SOLAS 規則 VI/3.1 及び II-2/4.5.7.1 並びに IBC コード, 13.2.節で言及されているが、MSC91 で文書 MSC 91/13/3 (オーストラリア, P&I クラブ及び IACS)が、閉鎖区画の大気検査の機器の装備要件及び二重装備の検討を提案したことに注目した。

17.33 引き続き議論で、次の見解が示された。

- .1 閉鎖区域で酸素検査のみでは、必ずしも十分といえず、区域が立ち入るのに安全である保証の潜在的な危険があり得る。
- .2 荷役区域の大気の検査は、すでにいくつもの IMO の強制規定—SOLAS2-2 章及び 6 章並びに IBC コード—に述べられている。
- .3 荷役区域でない例えば油タンクや汚水タンクに、検査規定が必要である。
- .4 マルチメーターは、広く利用されており、IACS メンバーは、彼らの検査員に提供している。
- .5 決議 A.1050(27), 6.3.3 項は、閉鎖区域の空気が有毒ガスあるいは可燃性ガスあるいは酸素のレベルが、人が安全に立ち入ることができることを確認

STW44/19

するための適切に較正された機器によって検査されることを確保する要件を示している。

- .6 適切に較正されたことを確認した後で、機器の使用の訓練を行うこと
- .7 適切に STCW 条約及び他の IMO 規定の現在の訓練基準を見直す必要がある。

17.34 前述を考慮して、小委員会は、マルチメーターを船に搭載し、乗組員は較正されたメーターの使用及び閉鎖区域での安全な空気の確認を訓練されるべきであることに合意し、これらのコメントを DSC18 に送付することを事務局に依頼した。

水に反応する物質が含まれる消火活動の訓練要件

17.35 小委員会(STW 44/2/Add.1 (part)) は、DSC17 が、余りに限定されているものの、水に反応する物質が含まれる消火活動の訓練要件の IMDG コードの改正案に同意して、MSC91 の結果に疑問を持ったので更なる検討のため E&T19 に送付し、DSC 17/11/2 とその検討を STW 小委員会に送付することを知らされた。

17.36 小委員会は、水に反応する物質が含まれる消火活動の訓練要件を検討するために、ドイツ(DSC 17/11/2)が、小委員会に要請すべきであると DSC17 に提案したことを知らされた。

17.37 若干の議論の後、小委員会は、消火能力の範囲は、ほとんどの場合が水により消火されるため、水に反応する物質が含まれる消火活動についての問題に範囲を拡げるべきであることに同意した。これに関して小委員会は、モデルコースの記載内容は STCW コードに従っており、STCW コードの改正が必要であることに注目した。

17.38 従って、小委員会はドイツ、他の興味を持つ加盟国及び国際機関に、水に反応する物質が含まれる消火活動に能力範囲を拡げて STCW コードの修正のための新アンブレンドアウトプットのため、MSC93 への提案の提出を要請した。

組織の見直しと改編—小委員会の再編

17.39 小委員会は、理事会 109 と MSC91(C 109/D and MSC 91/22)での組織の見直しと再編についての議論と MSC92 での同内容に関する検討について小委員会の名称についてのコメントを加盟国に要請していることを知らされた。

STCW 条約の第 8 条の臨時業務許可

17.40 小委員会は、STCW 条約第 8 条の臨時業務許可について 2011 及び 2012 年に加盟国が行った臨時業務許可書について事務局からの情報に(STW 44/17/Rev.1) 注目した。小委員会はまた STW 44/17/Rev.1. の附属書に記載されているフォーマットの臨

時業務許可に関する情報を加盟国に提供することを要請した。

海事訓練に使用するシミュレーターの利用情報

17.41 小委員会は、MSC81 が海事訓練に使用するシミュレーターの利用情報の提供を加盟国に要請した MSC.1/Circ.1209 を承認したことに注目した。事務局は、数カ国の加盟国から情報の提供を受け、閲覧のみができる GISIS に加えた。事務局はさらに加盟国に情報の提供を要請した。

STCW 条約の 1-8 規則及び STCW コード 1-8 節に従う独立評価報告

17.42 小委員会は、STCW 条約の 1-8 規則及び STCW コード 1-8 節に従って各締約国が 5 年を超えない間隔で、資質基準システムの独立した評価を行い、事務局に報告しなければならないことを想起した。

これに関して小委員会は MSC.1/Circ.1164/Rev.11 を参照して STCW 条約の 1-8 規則及び STCW コード 1-8 節に従う独立評価報告を適時提出することを STCW 締約国に促した。

17.43 ISF は、効果的に STCW 条約を遵守し、報告を確保するためには締約国が行政的に必要な手順を確保しなければならないとの見解を述べ、旗国に規則 1-7、1-8 及び 1-10 規則に従って事務局長宛に適宜報告することを促した。

18 STCW コードの視覚要件に関する改正提案

18.1 小委員会は、MSC91 が、STW44 暫定議題及び 2012-2013 の 2 年間の STW 小委員会議題に、完成年度を 2013 年とする STCW 条約の色覚要件の改正準備のアンブレンドアウトプットを含んでいることを想起した。

18.2 カナダと米国(STW 44/18)は、費用的にも効率的で、広く使用できる代替色覚検査基準の開発を行う主官庁の能力を促進し、2010 マニラ改正による問題の実務的な実施に取り組むため、STCW コードの色覚要件の改正を提案した。

18.3 ISF (STW 44/18/1)は、文書 STW44/18 にコメントして、STCW 色覚要件の提案された改正に関する国際海運連盟の懸念について小委員会の注意を引いた。

18.4 引き続き議論で、次の見解が表明された。

- .1 2010 マニラ改正は、2012 年 1 月に発効したばかりであり、STCW コードの更なる改正は、避けるべきである。
- .2 A-1-9 節が強制要件であるので、これは重大な懸念である。
- .3 提案された修正案は、曖昧である。
- .4 CIE 基準は時代遅れであるが、代替のスクリーンテストが利用できるまで

今の基準を維持することが好ましい。

- .5 代替の検査方法を開発する場合は、経験ある開業医の専門的な意見を考慮すべきである。
- .6 主官庁が発給した代替方法が、締約国間の医療証明書の将来的な相互理解を阻害する可能性がある。
- .7 人的要因は小委員会の基礎であり、それ故、代替方法は専門的な特徴で一つの方法に依存することにより制限されず、調査されるべきである。

18.5 若干の議論の後、小委員会はこの問題は重大な事項であり詳細な検討を行うため訓練事項の作業部会（作業部会 1）を設置して、MSC92 での承認を目指して、色覚要件に関する STCW コードの改正を準備するかガイダンスを作成するかどちらかについて上記文書に関する検討に取り組むべきであることに注目した。

作業部会の設置

18.6 小委員会は、本会議でのコメントと決定を考慮して Captain Sibrand Hassing (オランダ)を議長とする訓練事項についての作業部会 1 を設置し、次を指示した。

- .1 文書 STW 44/18 及び STW 44/18/1 の内容を検討して、ガイダンスを作成し、STCW 条約 A 部の改正案を準備すること。
- .2 2013 年 5 月 2 日(木曜日)に報告すること。

作業部会の報告

18.7 小委員会は、作業部会の報告(STW 44/WP.3)を検討して、一般的には報告を承認し、次の項に示す要約を行った。

18.8 小委員会は、附属書 9 に記載の色覚検査の暫定ガイダンスについての STCW7 を是認し、MSC92 に承認を要請した。

18.9 小委員会は、附属書 10 に記載の船員に対する実務上の最小視力基準に関する STCW コード A 部の部分改正案を是認し、MSC93 で採択するために MSC92 に承認を要請した。

19 海上安全委員会への報告

19.1 第 92 回海上安全委員会に、次を要請する。

- .1 第 28 回総会での採択を視野に入れた、海上移動構造物(MOUs)の乗組員の能力と業務への適合に関する訓練の提言に関する総会決議案の承認(12.5 項及び附属書 3)。
- .2 極海コードの 13 章に STCW 条約及びコードの適切な条項を言及する

という小委員会の見解に同意し、しかるべく DE 小委員会に知らせるよう事務局に指示すること。

- .3 IMO の強制制度のコードである III コードを実施するため、STCW 条約及びコードの改正案を承認すること (17.7 項及び附属書 7 及び 8)。
- .4 ガス又は低引火点燃料を燃料として使用する船舶の人員の訓練と資格証明のための適切な条項を STCW 条約及びコードの第 5 章に含め、STCW 条約及びコードの適切な条項を IGF コードの第 18 章に言及するという小委員会の見解に同意し、BLG18 に知らせるよう事務局に指示すること (17.22 及び 23 項)。
- .5 色覚検査の暫定ガイダンスの STCW.7 サーキュラーを承認すること (18.9 項及び附属書 9)。そして、
- .6 船員に対する実務上の最小視力基準に関する STCW コード A 部の部分改正案を承認すること (18.9 項及び附属書 10)。

19.2 第 66 回海洋環境保護委員会に、次を要請する。

- .1 MSC93 による共通の同意事項として、「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を承認すること (10.17 項及び附属書 1)。
- .2 「海上での人員の移送時の安全のガイダンス」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を承認すること (10.18 項及び附属書 2)
- .3 船舶の保守及び故障記録の移管に関する ISM コードの改正案を作成しないという小委員会の決定を是認すること (10.20 項)。

19.3 第 93 回海上安全委員会に、次を要請する。

- .1 「ある一定期間を超えた運航休止による安全管理システムの運用の中断に伴う安全管理証書の再開のガイドライン」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を承認すること (10.17 項及び附属書 1)。
- .2 「海上での人員の移送時の安全のガイダンス」に関する MSC-MEPC サーキュラー案を承認すること (10.18 項及び附属書 2)
- .3 船舶の保守及び故障記録の移管に関する ISM コードの改正案を作成しないという小委員会の決定を是認すること (10.20 項)。
- .4 一般貨物船の安全のための RCO に関する訓練要件については STCW 条約及びコードが適切にカバーしており、更なる対応は不必要であるという小委員会の見解に同意すること (15.4 項)。
- .5 委員会の次期 2 カ年計画 2014-2015 の検討結果を含む(小委員会関係事項)の 2 カ年の改正議題案及び STW45 の暫定議題を承認すること (16.3 項及

STW44/19

び附属書 4 及び 5)。

- .6 小委員会に関連する 2012-2013 の 2 カ年の計画された活動状況の報告に注目すること。
- .7 報告書全般を承認してください。